

シリーズ
原発・いのち・みらい
その33

映画「日本と原発」を見て

公表されていない
重大な事実が明らかに

理事 齊藤 典才（金沢市・外科）

皆さんは、弁護士河合弘之さんをご存知でしょうか。現在、日本各地の原発訴訟を主導している方で、ご自身で映画「日本と原発」を監督し制作された大飯原発差し止め訴訟の判決についてです。

二時間を超す長い映画ですが、脱原発で活動している飯田哲也氏、大島堅一氏、小出裕章氏、古賀茂明氏、田中三彦氏らへのインタビューを中心に、日本の原発政策の何が問題か、今後私たちのエネルギー政策をどうすべきかなど、この映画を見ればおおよそ理解ができる内容になっています。

二月十五日から二十八日にかけて石川県内各地で自主上映され、私も観る機会がありました。ここではこの映画で印象に残った二点について記します。三・一一直後に当時原子力委員



映画「日本と原発」ポスター

なぜ、弁護士がドキュメンタリー映画を作らねばならなかったのか？



図3

最悪シナリオが想定した被害範囲

2012年1月30日内閣府より
情報開示を受けた（情報員氏）

福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描

平成23年3月25日
近藤 駿介

図1

線量評価結果について

- 水素爆発の発生に伴って追加放出が発生し、それに続いて他の号機からの放出も続く予想される場合でも、事故のもたらす線量評価結果からは現在の20kmという避難区域の範囲を拡大する必要はない。
- しかし、続いて4号機プールにおける燃料破損に続くコアコンクリート相互作用が発生して放射性物質の放出が始まると予想されるので、その外側の区域に屋内退避を求めるとは適切ではない。少なくとも、その発生が本格化する14日後までに、7日間の線量から判断して屋内退避区域とされることになる50kmの範囲では、速やかに避難が行われるべきである。
- その外側の70kmの範囲ではとていえず屋内退避を求めらるることになるが、110kmまでの範囲においては、ある程度の範囲に土壌汚染レベルが高いため、移転を求めらるべき地域が生じる。また、年間線量が自然放射線レベルを大幅に超えることを理由に移転を希望する人々にはそれを認めるべき地域が200kmまでに発生する（容認線量に依存）。
- 続いて、他の号機のプールにおいても燃料破損に続いてコアコンクリート相互作用が発生して大量の放射性物質の放出が始まる。この結果、強制移転を求めらるべき地域が170km以上にも生じる可能性や、年間線量が自然放射線レベルを大幅に超えることを理由に移転を希望する場合認めるべき地域が250km以上にも発生することになる可能性がある。
- これらの範囲は、時間の経過とともに小さくなるが、自然（環境）減衰にのみ任せておくと、上の170km、250kmという地点で数十年を要する。

図2

以上のように、当判決文は人とご覧になっていただきたいと思ひます。

参考資料：
 (1) 近藤駿介「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」平成23年3月25日
<http://www.asahi-net.or.jp/~pn8r-fjsk/saikusinario.pdf>
 (2) 毎日新聞、2011年12月24日付
 (3) 原子力資料情報室ホームページ
<http://www.cnic.jp/5851>
 (4) 映画「日本と原発」公式サイト
<http://www.nihontogenpatsum.com/>

晴らしさに感銘を受けました。判決文の「はじめに」の部分で、人格権が登場します。この点について、以下のように記しています。

「ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである。このことは、当然の社会的要請である」とともに、生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つとされている以上、本件訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針である。」

これに続き、「原子力発電所に求められるべき安全性」の部分では、以下のよう

に記しています。「原子力発電所の稼働は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の旨主張するが、原子力発電所の稼働が〇〇排出削減に資するもので環境面で優れているは甚だしい筋違ひである。」

以上のように、当判決文は人とご覧になっていただきたいと思ひます。

参考資料：
 (1) 近藤駿介「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」平成23年3月25日
<http://www.asahi-net.or.jp/~pn8r-fjsk/saikusinario.pdf>
 (2) 毎日新聞、2011年12月24日付
 (3) 原子力資料情報室ホームページ
<http://www.cnic.jp/5851>
 (4) 映画「日本と原発」公式サイト
<http://www.nihontogenpatsum.com/>

自由（憲法二十二条一項）に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである。（中略）少なくともかような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差し止めが認められるのは当然である。」

また、「被告のその余の主張について」では、以下のように記しています。

「他方、被告は本件原発の稼働が電力供給の安定性、コストの低減につながる」と主張するが、当裁判所は、極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の可否を判断すること自体、法的には許されないことであると考へている。（中略）被告は、原子力発電所の稼働が〇〇排出削減に資するもので環境面で優れているは甚だしい筋違ひである。」

会員の先生へ

『石川保険医新聞』アーカイブズについて

『石川保険医新聞』の創刊号から最新号までのPDF化が終了し、会員の皆様にもいつでも閲覧・ダウンロードしていただくことが可能になりました。当面の間、試験運用として、ホームページにアップロードしましたので、ご覧になりたい会員（ご本人のみ）の方は、保険医協会事務局まで、当該サイトへのアクセス方法をおたずねください。メールでお問い合わせいただければ、アクセス方法とIDおよびパスワードをお知らせします。

●問い合わせ先Eメール / ishikawa-hok@doc-net.or.jp